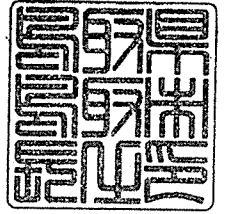


鳥取市告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年4月4日

鳥取市長 竹内 功



1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画ごみ焼却場 2号鳥取県東部広域行政管理組合ごみ焼却場

2 都市計画を変更する土地の区域

鳥取市河原町山手及び河原町郷原

3 縦覧場所

鳥取市尚徳町116番地

鳥取市都市整備部都市企画課